

平成30（2018）年7月19日【木】

於 栃木県公館 大会議室

第173回 栃木県都市計画審議会

会 議 録

1. 開催日 平成 30 (2018) 年 7 月 19 日 (木)

2. 開催場所 栃木県公館 大会議室

3. 出席委員 16 名

福田委員、藤島委員、森本委員、
荒井委員、青山委員、稲葉委員、
河田委員(代)、泊委員(代)、浅川委員(代)、坂口委員(代)、
齋藤委員、小菅委員、
山田委員、中島委員、神谷委員、
井川委員

※(代)は代理出席であり、2号委員(関係行政機関の職員)については栃木県都市計
画審議会規程により代理出席が認められております。

午後1時30分 開会

○事務局 それでは、ただいまから第173回栃木県都市計画審議会を開会いたします。

最初に、委員に異動がございましたので、新任委員を御紹介いたします。

1号委員に足利大学講師 藤島博英委員が任命されております。

○2番（藤島委員） 足利大学の藤島です。よろしくお願いいたします。

○事務局 同じく宇都宮大学教授 大森宣暁委員が任命されております。本日は所用により御欠席です。

同じく弁護士 榎智子委員が任命されております。本日は所用により御欠席です。

同じく建築士 荒井敦子委員が任命されております。

○6番（荒井委員） 建築士の荒井です。よろしくお願いいたします。

○事務局 同じく栃木県商工会連合会専務理事 稲葉光二委員が任命されております。

○8番（稲葉委員） 稲葉です。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局 3号委員に矢板市長 齋藤淳一郎委員が任命されております。

○13番（齋藤委員） 矢板市長の齋藤淳一郎でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局 4号委員に栃木県議会議員 山田みやこ委員が任命されております。

○15番（山田委員） 県議会議員の山田みやこでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局 同じく栃木県議会議員 神谷幸伸委員が任命されております。

○17番（神谷委員） 県議の神谷幸伸です。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局 5号委員に栃木県市議会議長会会長 井川克彦委員が任命されております。

○20番（井川委員） 井川です。よろしくお願いいたします。

○事務局 以上で今回、新たに委員となられた方の御紹介を終わります。

開会にあたり、県を代表して、江連県土整備部長から御挨拶申し上げます。

○栃木県県土整備部長 皆さんこんにちは。県土整備部長の江連でございます。会議の開催にあたりまして一言御挨拶を申し上げます。

本日は、大変御多用の中、今年度最初の審議会に御出席を賜り、また、日ごろから県政全般にわたりまして御理解・御協力をいただいております。この場をお借りいたしまして厚く御礼を申し上げます。

まず冒頭に、先ごろ発生いたしました西日本豪雨においてお亡くなりになられました皆様に深く哀悼の意を表しますとともに、被害に遭われました皆様に心よりお見舞いを申し上げます。

栃木県におきましても、平成27年9月の関東・東北豪雨で大変大きな被害が発生したところでございますが、改めまして、大規模な自然災害がいつどこで起きるかわからないということを再認識し、災害に強い県土づくりのさらなる推進の重要性を肝に銘じたところでございます。

さて、全国の多くの地方都市においては、本格化する人口減少・超高齢社会の中で、「都市のスポンジ化」といわれるような市街地の空き地・空き家への対応が大きな課題となっております。そうした課題の解決のためには、コンパクト・プラス・ネットワークのまちづくりを目指して、多様な主体

が相互に連携して総合的に取り組んでいくことが強く求められております。

こうした中、栃木県では昨年度から、本審議会に専門委員会を設置し御意見・御提案をいただきながら、栃木県の都市計画、まちづくりの基本方針となる都市計画区域マスタープラン及び都市ビジョンの改定作業を進めているところでございます。

本日の会議では、都市計画道路の変更に係るもの2件、産業廃棄物処理施設の敷地の位置に係るもの2件について審議をいただきますとともに、都市計画区域マスタープラン改定作業等の中間報告を予定しております。

委員の皆様方には、それぞれの専門的なお立場から広く御審議をいただき、忌憚のない御意見をいただきますようお願い申し上げます。本日はどうぞよろしくお願いたします。

○事務局 なお、本日は委員20名のうち出席者は16名となっておりますことから、栃木県都市計画審議会条例第5条の規定による定足数に達していることを御報告いたします。

次に、本日の議長についてでございますが、第172回をもちまして築瀬会長が御退任されましたので、栃木県都市計画審議会条例第4条第3項の規定に基づく会長職務代理者であります森本委員にお願いしたいと思います。森本委員は議長席に御移動願います。

(森本委員、議長席に着く)

○議長 本日は、第173回栃木県都市計画審議会を開催しましたところ、委員の皆様には御多用中にもかかわらず御出席いただきましてありがとうございます。

前会長からあらかじめ御指名をいただいておりますので、会長が決定するまでの間、議長を務めてさせていただきます。

早速ですが、会長の選出を行いたいと思いますので、お手元の審議会条例及び委員名簿を御覧いただきたいと思います。

会長につきましては、栃木県都市計画審議会条例第4条第1項の規定により1号委員の中から委員の選出によって定めることになっております。これにつきまして、いかが取り計らえばよろしいでしょうか。

○委員 会長の推薦をさせていただきたいと存じます。都市計画審議会の会長という役職は、都市計画に関して幅広い知識を有する方が最適であるという考えから申し上げますと、早稲田大学の教授として都市計画に関して豊富な実績と高い見識をお持ちであり、また、この審議会の1号委員を長年お務めいただいて貢献されている森本委員が会長として最適者ではないかと考えております。

したがいまして、私は森本委員を会長に推薦させていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

○議長 ただいま、委員から、会長には森本をと御推薦がありましたが、ほかに御推薦はございませんでしょうか。

それでは、お諮りいたします。森本を会長に選任することについて御異議はありませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 それでは、異議なしとのことでございますので、森本を会長に選任したいと思います。

○事務局 ありがとうございます。それでは、森本委員には会長就任の御挨拶をいただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○会長（議長） 改めまして、早稲田大学の森本でございます。ただいま会長に御推薦いただき、会長という重責を担うことになりました。

私が栃木県に来たのは平成6年4月でございます。20年間宇都宮大学に勤務しておりまして、数えて今年で24年目になるわけでございます。その間、栃木県の都市計画行政に関わってまいりましたが、24年間大変いろいろなことがございました。

赴任した当初は、バブルがちょうどはじけたくらいの時期から人口がやや増加、そして2005年くらいをピークに栃木県人口も減少傾向に転じています。これは全国的な傾向とほぼ同じ形になっております。その後、幾つかの災害に見舞われ、数々の苦難はありながら栃木県は継続的に発展してきたと認識しております。

さて、都市計画というのは非常に長いスパンで物事を考える学問の一つでもございます。皆様には10年、20年先の栃木県のあり方を想像しながら議論していただくという、大変難しい御判断をしていただくことになろうかと思っております。

先ほど冒頭、部長から御挨拶にありましたように、人口減少がますます進んでおります。その中でコンパクトなまちづくりをするということで、各自治体がさまざまなアイデアを出しております。

具体的に申しますと「立地適正化計画」という計画を策定していますが、本県で今策定中のところが11市1町でございます。それぞれ独特な計画を出しているのですが、昨年あたりから国でさまざまな議論がされています。全国で今400を超える自治体が具体的な取組をしているのですが、その中には極めて絞り込みの弱いところ、つまり都市機能誘導区域がきちんと絞り込めていないような場所が指摘されています。国交省は、昨年から計画内容を吟味して、各自治体が出してきた案を相互に比較しながら、一定の基準作りの検討に入っています。もちろん栃木県の11市1町では独自の計画が策定されつつあると思いますが、ぜひこういった国の動きなども考慮に入れることも重要です。11市1町や今策定していない市町村も含めて栃木県全体のバランスをとっていただくという意味で、今日報告させていただきます区域マスタープランは非常に重要な役割を担っていると思っております。各市町村が元気に2030年、2040年と継続的に発展していただけますように、この都市計画審議会が役割を担いつつ、微力ながら私もお手伝いしたいと思います。

かねてより私の力は限られております。皆様の御指導や御支援を賜りまして、円滑かつ公平な審議に努めていくつもりでございます。御協力のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局 ありがとうございます。

続きまして、栃木県都市計画審議会条例第4条第3項の規定により、会長が会長職務代理者をあらかじめ指名することとなっておりますので、森本会長から1号委員のうちどなたかを御指名いただきたいと思っております。

○会長（議長） それでは、規定で会長が指名するということでございますので、私から指名させてい

ただければと思います。

会長職務代理者として大森委員にお願いしたいと思います。本日は欠席ですが、大森委員は今、宇都宮大学の教授で、都市計画にも非常に精通しておられまして、宇都宮市の都市計画審議会の会長も歴任しておられます。経験十分だということで私から推薦させていただきます。皆様いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(議長) ありがとうございます。大森委員には次回御挨拶をいただくことにしまして、事務局の方から大森委員に会長職務代理者就任の説明をお願いしたいと思います。

○幹事(栃木県都市計画課長) はい、承知しました。

○事務局 それでは、第173回栃木県都市計画審議会に付議された議案について、御審議をお願いいたします。議事の進行につきましては、森本会長よろしく願いいたします。

なお、撮影はここまでとさせていただきますので、報道関係の皆様方にはよろしく願いいたします。

○議長 それでは議事を進めさせていただきます。

まず議事録署名委員ですが、1番の福田委員、8番の稲葉委員を指名させていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

本日の案件ですが、お手元の「次第」にございますように、「宇都宮都市計画道路の変更について」のほか付議案件が4件、報告案件が2件ございます。

なお、審議会は、栃木県都市計画審議会規程第12条の規定において、「栃木県情報公開条例」第7条に定めております、個人の権利や利益を害するおそれがある事項などを審議する場合や、公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる場合を除き、原則公開となっております。

本日は1名の方から傍聴希望がございますので、傍聴を認めることにしたいと思います。傍聴される方は、傍聴要領に従い、会議が円滑に進むよう御協力をお願いいたします。

それでは、第1号議案「宇都宮都市計画道路の変更について」を議題といたします。

この議案につきまして、幹事から説明をお願いいたします。

○幹事(栃木県都市計画課長) 幹事で都市計画課長の内田でございます。説明は座ったままでさせていただきます。

第1号議案について御説明いたします。「議案書」2ページの計画書並びに3ページの位置図を御覧ください。

今回の変更対象路線は、3ページに赤色で表示しております「3・4・1号宇都宮栃木線」でございます。

本路線は、宇都宮市松原2丁目を起点として、壬生町大字壬生甲を終点とする延長約20,260mの幹線街路で、宇都宮市の内環状線の一部を構成するとともに、宇都宮市と壬生町、栃木市の都市間を連絡する機能を担っております。

今回の変更は、宇都宮市桜地区において交通の現状及び将来の見通しを勘案して横断歩道橋を追加し、都市計画道路の区域の一部を変更するものでございます。

詳細につきましては、お手元のA3版の「参考資料」を使って御説明いたします。1ページを御覧ください。

今回変更する箇所は、「1 位置図」のとおり、宇都宮市街地の青い破線で囲っている部分で、それを拡大したものが右側の「2 平面図」となっております。

平面図Aと記載している箇所について、橙色で示している現在の都市計画道路区域から、赤色で示したとおり横断歩道橋設置に要する敷地を拡幅して変更しようとするものでございます。

「3 横断図・側面図・断面図」は、A地点から北側に向かって見たときの、道路横断図・横断歩道橋側面図でございます。当該部分の道路は、幅員30mの4車線でございます。

今回の変更箇所においては、その東側に位置しております桜小学校の多くの児童が既存の横断歩道橋を渡り通学しております。このようなことから、本路線を横断する児童をはじめ歩行者の安全性の向上を図るため、既存の横断歩道橋と同じ位置に新たに横断歩道橋を設置することに伴い、それに要する区域を追加し、道路区域の変更を行うものでございます。

なお、本変更案につきましては、平成30年4月10日から4月24日までの2週間、公衆の縦覧に供しましたが、意見書の提出はございませんでした。

また、本件につきましては、関係市町である宇都宮市に意見を聴取しましたところ、平成30年5月24日付で異存ない旨の回答を得ております。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長 ただいまの説明を踏まえまして、委員の皆様には審議を進めていただきたいと思っております。御質問や御意見がございましたらお願いしたいと思います。

特に御質問や御意見がないようですので、本件については、原案どおり議決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 ありがとうございます。御異議がございませんので、本件については、原案どおり議決いたします。

○議長 続いて第2号議案「足利佐野都市計画道路の変更について」を議題といたします。

この議案につきまして、幹事から説明をお願いいたします。

○幹事（栃木県都市計画課長） 第2号議案について御説明いたします。「議案書」5ページの計画書並びに6ページ的位置図を御覧ください。

今回の変更対象路線は、6ページに赤色で表示しております「3・5・101号毛野西新井線」でございます。

本路線は、足利市山川町を起点として、足利市西新井町を終点とする延長約7,300mの幹線街路で、渡良瀬川によって分断されております足利市中心市街地の一体性を確保するとともに、都市環

状道路の一部として、都市内交通の円滑化を図る役割を担っております。

今回の変更は、足利市の交通の現状、将来の見通し等を勘案し、足利市山辺地区において都市計画道路区域の一部を変更するものでございます。

詳細につきましては、別添の「参考資料」を使って御説明いたします。2ページを御覧ください。

今回変更する箇所は、「1 位置図」の左下の青色の破線で囲っている部分で、それを拡大したものが「2 平面図」となっております。

平面図のBと記載している道路終点部において、橙色で示した現在の都市計画道路から、赤色の線で示したとおり線形等を変更しようとするものでございます。

「3 横断図」は、A・Bそれぞれの地点から南側に向かって見た場合の道路横断図を示したものでございます。Aの標準が全幅15m、Bの交差点部が右折車線を含む全幅21mでございます。

今回の変更は、「2 平面図」の右上の交差点部から、国道50号との交差点である西新井交差点までの区間について、自動車の走行性・安全性のさらなる向上を図るため、国道50号との交差点部の形状と、一部区間について道路線形を変更するものでございます。

なお、本変更案につきましては、平成30年4月10日から24日までの2週間、公衆の縦覧に供しましたが、意見書の提出はございませんでした。

また、本件につきましては、関係市である足利市に意見を聴取しましたところ、平成30年7月3日付で異存ない旨の回答を得ております。

説明は以上です。御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長 ただいまの説明を踏まえまして、委員の皆様には審議をしていただきたいと存じます。御質問や御意見はございますか。

よろしいでしょうか。「なし」という声も出ていますが、特になければ、本案件については、原案どおり議決することに御異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 ありがとうございます。御異議がございませんでしたので、本案件については原案どおり議決いたします。

○議長 それでは、第3号議案「宇都宮都市計画区域内に設置する産業廃棄物処理施設の敷地の位置について」を議題といたします。

この議案につきまして、幹事から説明をお願いいたします。

○幹事（栃木県都市計画課長） 第3号議案について御説明いたします。「議案書」の8ページの計画書並びに9ページの位置図を御覧ください。

本案件は、建築基準法第51条ただし書きの規定によりまして、9ページの右下にお示ししております鹿沼市内の赤の区域に民間事業者が計画いたします「産業廃棄物処理施設」の敷地の位置が、都市計画上支障がないかどうか御審議いただくものでございます。

説明に入る前に、根拠となる建築基準法第51条ただし書きについて御説明いたします。「参考資

料」の3ページを御覧ください。

建築基準法第51条では、「都市計画区域内においては、卸売市場、火葬場」や「その他政令で定める処理施設の用途に供する建築物は、都市計画において敷地の位置が決定しているものでなければ新築又は増築してはならない」とされております。

また、ただし書きといたしまして、「特定行政庁が都市計画審議会の議を経て、その敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合においてはこの限りではない」とされております。その他政令で定める産業廃棄物処理施設については、参考資料3ページの下に枠囲いで示しております。

それでは、第3号議案の詳細につきましては、特定行政庁の事務を所管しております鹿沼市建築指導課長から御説明をいたします。よろしくお願ひいたします。

○特定行政庁（鹿沼市建築指導課長） 鹿沼市建築指導課長の大橋でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。着座のまま説明させていただきます。

それでは、第3号議案について御説明申し上げます。お手元の「参考資料」の4ページを御覧ください。

本案件は、鹿沼市において一般廃棄物及び産業廃棄物のそれぞれ専用の炉を設け焼却処理を行っております事業者が、現在2基ある焼却施設のうち、一般廃棄物焼却施設1基について稼働後20年を経過したため、老朽化による処理能力の大幅な低下や設備の不具合が頻繁に発生し、それに伴う緊急停止が近年増加していることから、焼却炉の更新及び更新に伴う敷地の拡張を行おうとするものでございます。

本施設は、平成7年及び平成18年に産業廃棄物処理施設の敷地の位置について、建築基準法第51条ただし書きの許可を受けておりますが、今回の炉の更新により、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、廃油の焼却施設の現在の焼却処理能力の1.5倍を超えますとともに、新たに廃酸・廃アルカリ・ガラスくず等の処理能力を追加しますこと、また、敷地面積について、9,949.59㎡から27,483.89㎡に拡張することから、改めて建築基準法第51条の許可を取得しようとするものでございます。

左上の「1 位置図」を御覧ください。当該敷地の位置は図面下に赤色で示しております。

施設の位置につきましては、鹿沼市の南東部に位置し、流通業務団地の西側に近接しております。また、当該敷地は市街化を抑制する地域である市街化調整区域に指定されております。周辺は主に平地林で覆われ、現状では当該敷地と既存集落等とは隔離された状態が保たれており、将来的に建築物等の立地が極めて低い場所であることから、本施設は、周辺の土地利用に支障はないものと考えております。

本施設への搬入・搬出経路ですが、主に位置図に黄色の実線で示しました東北縦貫自動車道、主要地方道宇都宮楡木線、鹿沼市道を経由いたしまして搬入・搬出を行う予定でございます。

この施設に至る道路のうち最も幅員の狭い部分は、敷地南側の市道で、最低でも6mの幅員を有しておりますとともに、一般の車両等が通行する路線ではないことから、交通上の支障はないものと考えております。

本施設における処理の主な流れでございますが、資料左下の「2 施設の概要」のフロー図を御覧ください。

搬入されました産業廃棄物は、焼却施設で焼却処理をし、焼却処理に伴い発生する燃え殻、ばいじんを搬出いたします。搬出先におきましては、再生骨材等にリサイクルまたは埋め立て処分されることとなっております。

次に、「3 施設配置図」を御覧ください。現在、一般廃棄物は黄色に着色した焼却施設、産業廃棄物はグレーに着色した焼却施設のそれぞれの専用の炉において処理しておりますが、一般廃棄物と産業廃棄物の相互処理はできず、非常災害時の自治体等からの一般廃棄物の受け入れ要請に応え切れないこと、また、一般廃棄物のみでは安定的な受け入れ調整が難しいことから、今回、黄色に着色した一般廃棄物専用の焼却炉は廃止し、一般廃棄物と産業廃棄物を混焼できるよう、ピンクに着色した炉を新設いたします。

新設する焼却施設と既存の焼却施設の処理能力についてですが、「2 施設の概要」の中央、ピンクの欄を御覧ください。品目ごとの最大処理能力としては1日当たり廃プラスチック類が111.91t、紙くずが233.54t、木くずが210.67t、繊維くずが206.27t、動植物性残さが257.26t、廃酸・廃アルカリ・ガラスくず等が63.36t、廃油が85.07t、汚泥が273.50t、一般廃棄物が126.65tでございます。

資料右側の「3 施設配置図」を改めて御覧ください。これまで、本施設の敷地は赤の破線で示しております区域でございましたが、赤色で示しております廃棄物処理棟、電気室棟、ばいじんヤード、燃え殻ヤード、管理事務所棟の計5棟の建築物の建築及びピンク色で示しております焼却施設の計画に伴いまして、敷地を赤の実線で示しております区域に拡張いたします。

なお、既存の焼却施設を稼動しながら更新を行うことから、隣接する敷地を拡張し、更新する焼却炉を建設するスペース、焼却炉の保守点検・整備に必要なスペース、搬入・搬出等の車両が待機できるスペース、作業員が安全かつ良好な環境で行える作業空間等を確保するための計画となっております。

今回の計画にあたりまして、周辺地域の生活環境に及ぼす影響につきましては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、大気質、騒音及び振動等に関する生活環境影響調査を実施したところ、いずれも基準を下回っており、周辺地域の生活環境への影響は特に問題はないものと考えております。

また、本事業者は、関係自治会との生活環境保全協定を締結しております。

なお、本施設につきまして、一般廃棄物の焼却処理も行いますことから、鹿沼市都市計画審議会に付議しましたところ、都市計画上支障ない旨の答申を得ております。

以上のことから、本施設の敷地の位置につきましては、都市計画上支障がないものと考えております。

第3号議案の説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 それでは、ただいまの説明を踏まえまして、委員の皆様には審議をしていただきたいと思っております。

御質問、御意見はございますか。

○委員 1点だけ質問させてください。先ほどの「施設の概要」の廃棄物処理能力ですが、ピンクの図の中でほとんどが2倍から3倍と大きく増加していますが、一般廃棄物だけは0.94倍になっています。若干少なくなるが現実的には大きな問題は生じないと理解してよろしいでしょうか。

○特定行政庁（鹿沼市建築指導課長） 今まで134.60tという数字が出ていますが、近年、炉の調子が悪く半分の50%ぐらいしか稼動していませんでした。ですので、今回数字は減っていますが、十分に間に合います。

○議長 ということで、現状問題ないということですか。ほかにもございますか。

そのほかにはないようですので、本案件については、都市計画上支障がない旨を鹿沼市長に答申することに関して御異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 御異議がございませんので、本案件については、都市計画上支障がない旨、鹿沼市長に答申いたします。

○議長 それでは、第4号議案「宇都宮都市計画区域内に設置する産業廃棄物処理施設の敷地の位置について」を議題といたします。

この議案につきまして、幹事から説明をお願いいたします。

○幹事（栃木県都市計画課長） 第4号議案について御説明いたします。お手元の「議案書」の10ページから12ページまでが第4号議案でございます。「議案書」12ページの位置図を御覧ください。

本案件は、建築基準法第51条ただし書きの規定によりまして、壬生町内の赤の区域において民間事業者が計画する産業廃棄物処理施設の敷地の位置について、都市計画上支障がないかどうか御審議いただくものでございます。

第4号議案の詳細につきましては、特定行政庁の事務を所管しております栃木県県土整備部建築課長から御説明いたします。よろしく申し上げます。

○幹事（栃木県建築課長） 建築課長の竹久保でございます。着座にて説明させていただきます。

それでは第4号議案について御説明いたします。「参考資料」5ページをお願いいたします。

本案件は、壬生町におきまして産業廃棄物の焼却処理と廃油の中和処理を行う事業者が、操業の安定を図るため、選別施設等を備えた保管庫を設置し、場内に待機場を増設すること等を目的に敷地の拡張を行おうとするものでございます。

資料左上の「位置図」を御覧ください。当該地の位置を赤で示しております。場所は東武宇都宮線の壬生駅から南へ約1.5kmに位置しておりまして、用途地域は工業の利便の増進を図る地域である工業専用地域でございます。周辺には工場が多く立地しておりまして、本施設が周辺の土地利用に支障を生じさせることはないものと考えております。

当該地への主な搬入・搬出路ですが、位置図に黄色の線で示したものでございます。主要地方道宇都宮栃木線、主要地方道小山壬生線などを使用いたしまして、敷地北側の壬生町道または敷地南側の

栃木市道を経て、申請地に搬入・搬出することとしております。

道路の幅員でございますが、最も幅員の狭い部分は敷地北側の壬生町道でございますが、最低でも10mの幅員が確保されている状況でございます。また、主要地方道宇都宮栃木線は通学路に指定されている区間がございますが、両側に歩道が整備されております。

次に、資料左下の「施設の概要」を御覧ください。

事業者は、製造業、自動車産業等から排出される廃油を回収いたしまして、油水分離を行い再生重油の販売を行うとともに、平成26年8月からは、産業廃棄物である感染性廃棄物や汚泥等の焼却処理を行っているところでございます。

本施設における処理の主な流れでございますが、再利用が可能な廃油につきましては、油水分離を行い再生重油として利用され、また産業廃棄物につきましては、焼却処理し、処理により発生した燃え殻やばいじんは、再生骨材などに再利用されるか、埋め立てして最終処分されることになっております。

また、今回の計画で設置される選別施設におきまして、一部の金属くずや廃プラスチック類は選別され、売却されることとなります。

既存の産業廃棄物処理施設は、一日の処理能力が、廃油の油水分離が120^m、焼却は汚泥が105.792t、廃プラスチック類が68.256tなどでありますことから、平成23年に建築基準法第51条ただし書きの許可を取得しております。

なお、一般廃棄物である可燃ごみなどの焼却処理を行う計画がございまして、平成28年に一般廃棄物処理施設の建築基準法第51条ただし書きの許可を得ていることから、資料の処理の流れにおいては一般廃棄物についても記載しているところでございます。

次に、資料右側の「施設配置図」を御覧ください。

処理施設の配置でございますが、現在の敷地は中央部の赤の破線で示した範囲で、灰色で示しているものが処理施設で、焼却炉が2炉と油水分離施設がございまして。その他、廃棄物焼却発電設備棟や事務所棟、保管庫などの既存の建築物が計8棟ございまして。今回の計画は、北側と南側の赤の実線の範囲の敷地を拡張しますとともに、拡張部分にございまして既存の建築物3棟を、選別施設等を備えた保管庫、倉庫並びに事務所棟として利用するものでございまして。

今回は処理能力の変更はございませんが、敷地を9,996.67^mから20,443.17^mに拡張しますことから、改めて建築基準法第51条ただし書きの許可を取得するものでございまして。

なお、本施設の計画区域には、記載のとおり、宇都宮都市計画道路3・4・8号六美吾妻線の予定区域がございまして、今回の計画では、建築物の位置が当該都市計画道路の区域に抵触しないとの確認がなされてございまして、将来、都市計画道路が完成した場合におきましても土地利用上支障がないものと考えております。

また、地元との調整につきましては、過去に壬生町及び地元住民団体と環境保全協定を締結しており、今回の変更内容については、当該地元団体に対し説明会を行い、了解を得ているところでございます。

最後に、周辺地域の生活環境に及ぼす影響についてでございますが、焼却施設の設置の際に、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、騒音及び振動等に関する生活環境影響調査を実施しており、今回はこの調査をもとに騒音及び振動等について評価を行っております。評価の結果、いずれも基準等を下回っており、周辺地域の生活環境への影響は特に問題ないと考えております。

以上のことから、本施設の敷地の位置につきましては、都市計画上支障がないものと考えております。

第4号議案の説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長 それでは、ただいまの説明を踏まえまして、委員の皆様には審議を進めていただきたいと思っております。御質問や御意見はございますか。お願ひいたします。

○委員 2点ほどお尋ねいたします。

まず1点目です。産業廃棄物処理施設の立地にあたっての周辺の地元同意についてですが、例えばこのケースのような工業専用地域の場合と、それ以外の、先ほど鹿沼市の案件について審議させていただきましたが、市街化調整区域等の場合の、地元同意や協定締結の必要性等について、取り扱いが少し違ったのではないかと思います。それについて教えていただきたいというのが1点です。

もう1点は、これもどちらかというところと開発許可のほうになるかと思いますが、先ほど課長さんから、計画区域内に都市計画道路の計画があるということです。都計道の計画地の上には建築物の予定はないということです。仮に都市計画道路3・4・8号六美吾妻線が完成して供用開始されることになった場合、道路で上下に分断されることになると思います。調整池が道路の上側（北側）に位置することになったときに、調整池は開発許可を受ける中で必要だということになったわけですが、それが分断されることで例えば許可取り直しという話になるのか、それとも、ここは工業専用地域ということでエリア全体でそういったものをクリアしていけるものなのか、確認させていただければと思います。

○幹事（栃木県廃棄物対策課長） 廃棄物対策課長の新井でございます。

地元同意の件ですが、工業専用地域については本来、地元の合意・協定は不要としておりますが、この施設につきましては、企業者の努力によりまして地元と協定を締結しております。

また、市街化調整区域については、地元との協定・合意形成は義務づけとなっております。以上です。

○幹事（栃木県都市計画課長） 2点目についてですが、都市計画道路ができて分断された場合の取り扱いとして、とり直しになるのかどうかということかと思っております。これについては、都計道をつくるまでの間、永久構造物的なものはもちろん築造させない形になりますが、都市計画道路の整備まである程度の時間を要するものについては、仮設的なものは認めながらも、都計道を拓げることによって物件等建物等が支障になる場合は、きちんと補償費を出して補償する形になってまいります。

○事務局（栃木県都市計画課技術総括） 補足で御説明いたします。

今回、都市計画道路が敷地の中にあるわけですが、この都市計画道路ができた状態で調整池の設計を踏まえて許可について検討する形になります。

○議長 よろしいでしょうか。

○委員 はい。

○議長 そのほかにいかがでしょうか。

特段その他がなければ、本案件について、都市計画上支障がない旨を知事に答申することについて御異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 では、御異議がございませんので、本案件については、都市計画上支障がない旨を知事に答申いたします。

○議長 以上をもちまして、本日の議案の審議を終了いたします。本日、御審議いただきました議案につきましても、直ちに答申の手続きをとりますので御了承願います。

続きまして報告事項に移ります。

報告事項第1号「栃木県都市計画区域マスタープラン専門委員会の調査検討状況」についてですが、私が栃木県の都市計画区域マスタープラン専門委員会の委員長を務めておりますので、私からこれまでの専門委員会における調査検討状況について報告させていただきます。

お手元の資料の「報告資料(参考資料)」を御覧ください。1ページに今年2月の第172回都市計画審議会において知事から諮問がありました「次期栃木県都市計画区域マスタープランの策定にあたっての基本的な考え方」についての文書を用意しております。この諮問を受け、都市計画審議会としましては都市計画に関する学識経験者4名で構成する専門委員会を設置し、人口減少・超高齢社会、環境への負荷低減などの課題に加えて、新技術による環境変化等々、多様な視点で都市づくりのあり方について調査・検討を実施してきております。

これまで、専門委員会を3月1日と6月7日の2回開催し、お手元にあります「とちぎの都市ビジョン」及び都市計画区域マスタープランの見直しに向けて、現状と課題について整理いたしました。今日は専門委員会の委員長として中間報告させていただきます。

「報告資料(参考資料)」に基づいて説明させていただきます。

4ページを御覧ください。「1 人口減少・超高齢社会への対応」の「1) 栃木県の人口及び人口構成の将来推計」が記載されております。

今年3月に国立社会保障・人口問題研究所が人口及び人口構成について将来予測を公表しております。これによりますと、本県の人口は、2005年に201万人のピークを迎え、その後減少に転じており、2025年には187万人に減少し、2045年には156万人まで減少すると推計されております。これは1970年の人口規模とほぼ同程度になります。

また、2045年には高齢化率が37%となり、10人に4人が高齢者になるものと推計されております。これは1970年と比較しますと実に4倍を超えることとなります。本県の人口減少や高齢化率は全国平均の水準とほぼ同じではございますが、若干、全国水準より早めに人口減少が進んでいると受けとめております。

次に、5ページを御覧ください。2045年までの栃木県内各市町村の人口減少の状況について記

載しております。主にJR東北本線沿線とその他の地域で予測が若干異なっておりますが、前回の推計と比較するとほとんどの市町で減少率が大きくなっていることがわかります。

6ページを御覧ください。2045年までの県内各市町の高齢化率の状況ですが、高齢化率は各市町村とも上昇し、全ての市町において高齢化率が21%を超えており、定義に基づく「超高齢社会」を迎えております。地域により状況は異なっておりますが、厳しい社会環境になるものと想定されております。

このような状況を踏まえ、報告第1号について説明したいと思っております。報告資料の1ページ、「次期栃木県都市計画区域マスタープラン策定に向けた問題と課題の整理」を御覧ください。

左側が、現状の都市構造のまま推移した場合に想定される問題について整理したものです。

先ほど御説明しました人口減少や超高齢社会を背景といたしまして、栃木県の人口及び人口構成の将来予測結果に基づき、「人口密度の希薄化」や「高齢化率の上昇」が生じることになります。これにより、現状の都市構造のまま推移した場合は、店舗や医療機関などの都市機能施設の利用者が減少し、経営悪化や撤退など新規立地が非常に困難になると予想されます。また、住宅や商業施設などの郊外立地に伴う市街地中心部の人口減少や、ネットショッピングなどのE-commerceの普及など近年のライフスタイルの変化に伴う店舗の販売効率の低下なども生じると予測されております。

これらを要因として、空き家や空きビル、空き地がランダムに生じるいわゆる「都市のスポンジ化」現象が起こることになり、「都市機能の低下や市街地中心部の活力低下」を大きな1つ目の問題として整理しております。

また、地域によって人口の減少率は異なりますが、著しい人口減少による空き家・空き地の増加や、それに伴い店舗や医療機関などの都市機能や公共交通等の日常生活サービスの低下が生じ、集落を維持することが困難になってくる地域が生じることになり、それによる「コミュニティの維持困難」を2つ目の問題として捉えております。

さらに、本県は自動車の利用を前提とし、これまで住宅や店舗の郊外化が進んできております。一方で公共交通の利用者は減少し、赤字路線が増加しております。これを補完するために公的費用の負担は増加しており、今後さらなる利用者の減少や公共交通の衰退が考えられます。また運転できない高齢者が増加し、買い物など自立した日常生活が困難となる、いわゆる交通弱者が増加することとなり、「ネットワークの維持」が極めて大きな問題になります。これを3つ目の問題として捉えております。

また、高齢者の増加に伴い、医療や福祉などの社会保障費が増大し、高度成長期に整備された数多くの社会資本の更新や維持管理にかかる予算が増加する一方、少子化により税収は減少しております。また、都市の拡大による物流体系の非効率化なども生じており、官民両者における「都市経営コストの増加」を4つ目の大きな問題と捉えております。

また、近年の気候変動とともに自然災害の頻発化、激甚化が世間で問題になっており、県民が安全で安心して暮らせる災害に強い都市づくりや、災害が発生した際の減災や防災にも配慮した土地利用が極めて重要となります。

また、今年4月には都市緑地法等の一部を改正する法律が施行されまして、これまで12だった用途地域が、もう1つ増えて田園住居地域が追加されました。これまで宅地化すべきものとされていた都市農地等が、保全されるものに位置づけられたことなども踏まえ、農林業との共生や自然環境や景観の保全活用、地球温暖化や省エネルギー化への貢献も極めて重要な視点になっています。

最後に、栃木県独自の魅力や強みについて少しお話しします。

皆様御存じのように、東京圏に近く東北自動車道や北関東自動車道が交差する交通の要衝であり、極めて恵まれた立地条件に本県はございます。産業の振興や、2020年に開催される東京オリンピックを契機としたインバウンド、あるいは2022年には国体も実施されるなど、豊富な地域資源を活かした観光等が今後も必要と考えております。

以上のようなことを総じて、次期「都市計画区域マスタープラン」の策定に向けては、これまでと同様の課題として「役割に応じた拠点の強化」「ネットワークの強化」「都市経営の効率化」、さらに「とちぎの魅力や強みを活かした都市づくり」の4つに加えて、新しい課題として「新技術の活用」を追加しております。これは、自動運転をはじめとするICTを活用したさまざまな技術革新が行われておりまして、こういったものを踏まえて、5つの課題について今後の都市計画の方向性について検討したいと思っているところでございます。

なお、人口減少・超高齢社会に対応するためには、私が冒頭でお話しした立地適正化計画を今11市1町で策定しております。こういった考え方を念頭に都市機能の集積をさらに図り、鉄道の駅等の公共交通の施設を十分活用して、都市間の連携強化や機能の充実を図っていくことが極めて重要であるとと考えております。区域マスタープラン策定に向けての基本的な考え方について、今後さらに調査・研究等を進めてまいり所存でございます。

極めて駆け足ではございましたが、専門委員会でこれまで調査してきた内容の中間報告でございます。

今の私の説明につきまして、皆様から御質問や御意見、御確認したいことがございましたらお願いします。

○委員 今の説明の都市づくりの課題の中で、「新技術の活用」という部分がございました。これから急激に大きく様変わりしていきだろろうという中で、どのような将来像をこの委員会では考えていらっしゃるのか、もう少し詳しく出していただければありがたいのですが。

○議長 わかりました。今の御意見を専門委員会に伝えることといたします。

なお少しだけ私の感想を述べさせていただきますと、例えば自動運転につきましては、一昨年から本県の中でも社会実験が進められており、全国的には今年度はニュータウンを中心とする社会実験が始まるなど、新しい動きが大きく動いております。これは、現在の内閣の方針として、日本が海外に向けて自動運転技術をはじめとする技術大国でありたいということで大きく動いている。本県もこういった動きを十分感知しながら、新しい技術を十分活用した形でまちづくりを進めていくべきだろう。

一方で、「コンパクト・プラス・ネットワーク」という大きな方針もございます。これまで抱えている人口減少や高齢社会といったものとどのように新技術を折り合わせていくかというところは、こ

れからの新しい課題という形で議論していくつもりでございます。

中身そのものは、多様な技術ですので、ここで一言ではなかなか申し上げられないのですが、いずれにせよ、10年、20年先の栃木県のあり方を議論するわけですから、当然、10年、20年先の技術まで想定しながら議論していくのが大前提になろうかと思っております。

ほかにいかがでしょうか。

特になければ、今日は中間報告ということですので、今の御意見も踏まえながら、さらに議論を進めていきたいと思っております。

では、今後のスケジュールについて事務局から説明をお願いします。

○幹事（栃木県都市計画課長） それでは、事務局から今後の予定について御説明いたします。今、森本会長から報告いただきました「報告資料（参考資料）」とあります資料の17ページを御覧ください。

今年2月に諮問した際のスケジュールについては、同資料3ページに記載しておりますが、これまでの2回の専門委員会の状況によりまして、栃木県都市計画区域マスタープラン（以降「区域マス」とする）のスケジュールをこの中で見直してきております。

再度、資料17ページを御覧ください。今後は、今年10月ごろの都市計画審議会におきまして、区域マスの全体像の基本的方向を示す都市ビジョンの改定案を提示し、来年2月ごろの都市計画審議会において区域マス策定の基本的考え方について答申いただいた後に、都市ビジョンの改定及び区域マスの策定作業を行ってまいります。

再来年度、区域マス策定案を都市計画審議会に付議いたしまして、再来年度末の3月ごろに決定してまいりたいと考えております。

なお、今後も区域マス策定作業の進捗につきましては、この都市計画審議会に適宜報告しながら進めてまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

○議長 ただいまの説明について何か御質問はございますか。

御質問、御意見はないようですので、私から栃木県都市計画区域マスタープラン専門委員会の委員について報告させていただきたいと思っております。

皆さんのお手元に、現在の専門委員会の名簿が1枚で入っているかと思っております。現在4人で実施しておりますが、私が今日、都市計画審議会の会長に選出されたことから、今後の専門委員会につきましては辞任をさせていただきたいと考えております。

後任につきましては、都市計画の専門知識を有し、本都市計画審議会の前会長でもありました足利大学の築瀬範彦教授を推薦したいと思っておりますが、このことにつきまして、何か皆様から御意見はございますか。

交代という形で進めさせていただいてよろしいでしょうか。特段ないということですので、私は専門委員を辞任させていただき、築瀬教授には誠に恐縮ですが新たに専門委員になっていただくという形をとりたいと思っております。

事務局の方から、築瀬教授に専門委員就任についての御説明をお願いしたいと思います。

○幹事（栃木県都市計画課長） はい、承知いたしました。

○議長 続きまして、報告第2号に移らせていただきます。「市町村の都市計画決定案件について」、事務局から報告をお願いいたします。

○幹事（栃木県都市計画課長） 報告第2号「市町村の都市計画決定案件」について御報告申し上げます。資料はお手元の「第173回栃木県都市計画審議会報告資料」を御覧願います。

表紙をめくって1枚目、報告案件の概要が記載されておりますが、平成30年2月9日から平成30年7月18日までの間に、市町村が都市計画決定を行いました案件について御報告するものでございます。なお、平成30年2月9日が前回審議会で、本日までの間の案件についての御報告となります。

次に2ページを御覧ください。こちらの表は、市町村ごとに都市計画決定の件数を計画種別ごとに集計したものでございます。計の欄に記載しましたとおり、土地利用に関するものが61件、都市施設に関するものが7件、土地区画整理事業に関するものが2件、合計70件の都市計画決定がなされております。

なお、それぞれの計画の概要につきましては3ページ目から8ページ目に、位置図については9ページ目以降に添付しておりますので、後ほど御覧いただきたいと思っております。

報告は以上でございます。よろしく御覧いたします。

○議長 ありがとうございます。

以上をもちまして本日の議事を全て終了いたします。皆様の御協力で極めて円滑に議事が進められたことを感謝したいと思います。御審議どうもありがとうございました。

では、私の議事進行を事務局にお返しいたします。

○事務局 以上をもちまして本日の審議会を閉会いたします。

なお、本日用意いたしました資料が不要な場合には、そのまま机の上に置いていただいて結構です。本日は大変ありがとうございました。

午後2時45分 閉会